

医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置について

平成30年12月25日

文部科学省高等教育局

1. 背景

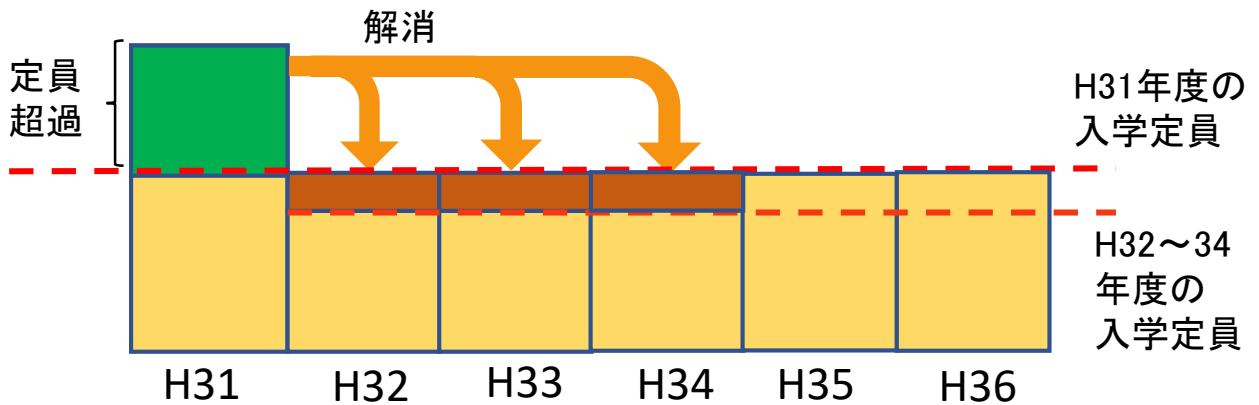
医学部医学科における不適切入試に関し、不適切な事案を認めた各大学における過年度の受験生に対する救済措置として追加の入学者が生じる一方、この分が平成31年度入試における当初の募集人員から減らされ、受験生に影響が生じている。

2. 対応

不適切な事案を認めた各大学について、

- 平成31年度については、教育環境が確保されること等を条件に、各大学の判断に基づき、追加合格による募集人員の減員を緩和することを臨時的に認める
- 中長期的に医師の需給に影響を与えないよう、募集人員減の緩和による定員超過分については、平成32年度以降の入学定員を5年間を上限に臨時的に減員して解消する

(例)平成31年度の定員超過分を3年間で解消する場合



3. 今後のスケジュール

12月25日(火)

- ・閣議後記者会見において文科大臣から上記の対応方針について発表
- ・あわせて、厚労大臣から、医師需給バランス確保の観点から問題ない旨を発言
- ・今回の措置の活用について、措置の対象となる各大学と協議開始

1月

- ・各大学が変更後の平成31年度募集人員を公表、受験生等に対して周知

3月末まで

- ・各大学の平成31年度入学者数が確定

4月以降

- ・各大学から募集人員減の緩和による定員超過分について、平成32年度以降の入学定員の臨時的な定員減を申請させ、認可